別記第1号様式（第7関係）

会　　議　　録

<table>
<tr><td colspan="2">附属機関又は
会議体の名称</td><td>令和３年度　豊島区収納対策本部　第５回私債権検討部会</td></tr>
<tr><td colspan="2">事務局（担当課）</td><td>区民部収納推進担当課長</td></tr>
<tr><td colspan="2">開　催　日　時</td><td>令和４年３月 22 日（金）午後３時 ～3 時 40 分</td></tr>
<tr><td colspan="2">開　催　場　所</td><td>環境清掃部会議室（本庁舎６階）</td></tr>
<tr><td colspan="2">議　　題</td><td>１．法律事務所の月次報告について
２．研修の実施状況について
３．各課マニュアルの整備状況について
４．債権回収プラン作成の状況について（２月時点）
５．私債権等の徴収停止及び債権放棄基準の具体化について
６．令和４年度スケジュール等
７．その他</td></tr>
<tr><td rowspan="4">公開の
可否</td><td rowspan="2">会　　議</td><td>□公開　■非公開　□一部非公開　　傍聴人数　０人</td></tr>
<tr><td>非公開・一部非公開の場合は、その理由
極めて専門的かつ内部的な内容を含み、行政情報公開条例第７条第６号に該当するため</td></tr>
<tr><td rowspan="2">会 議 録</td><td>□公開　□非公開　■一部非公開</td></tr>
<tr><td>非公開・一部非公開の場合は、その理由
極めて専門的かつ内部的な内容を含み、行政情報公開条例第７条第６号に該当するため</td></tr>
<tr><td rowspan="3">出席者</td><td>委　　員</td><td>会計管理室長（部会長）、子ども家庭部長、生活福祉課長、
西部生活福祉課長、子育て支援課長、住宅課長、会計課長、
収納推進担当課長心得</td></tr>
<tr><td>そ の 他</td><td></td></tr>
<tr><td>事 務 局</td><td>区民部収納推進担当課長</td></tr>
</table>

提出された資料	資料１　月次報告書令和３年 12 月分～令和４年２月分 資料２　研修資料 資料３　各課の債権管理マニュアル 資料４　債権管理に対する個別支援（債権回収プランの作成）の状況について　（R4 年２月時点） 資料 5-1 私債権等の徴収停止及び債権放棄基準の具体化について（案） 資料 5-2 「わかりやすい版私債権等管理マニュアル」 資料 5-3　生活保護基準 資料 5-4　わかりやすい版　私債権等管理マニュアルについての弁護士からの回答 資料６　令和４年度　私債権等検討部会の課題、スケジュール等

審　議　経　過

案件１：法律事務所の月次報告について

（１）　案件の説明

資料１　月次報告書令和３年 12 月分～令和４年２月分について事務局から説明。

（２）　主な意見と質疑

【部会長】

次の議題とも関係があるので、案件２　研修の実施状況について事務局、説明をお願いする。

案件２：研修の実施状況について

（１）　案件の説明

資料２　研修資料について事務局から説明。

（２）　主な意見と質疑

【部会長】

議題３と議題４も関連するので合わせて説明をお願いする。

案件３：各課マニュアルの整備状況について
案件４：債権回収プラン作成の状況について（２月時点）

（１）　案件の説明

資料３　各課の債権管理マニュアル、資料４　債権管理に対する個別支援（債権回収プランの作成）の状況について（R4 年２月時点）を事務局から説明。

（２）　主な意見と質疑

【部会長】

議題の１から４は、12 月から法律事務所に委託することができ、それ以降の取り組みについて説明があった。

具体的な取り組みについて生活福祉課、西部生活福祉課では職員からの報告はどのようなものか。

【西部生活福祉課長】

従前から職員のマンパワーが足りないということがあり、新しいことに取り組むことは厳しい状況である。支援が得られるという期待感は持っているが、すぐにできる状況にはない。

【部会長】

マニュアル作成は、生活福祉課は従前から行っていたので負担感はなかったのではないか。

【生活福祉課長】

マニュアル作成については負担感はない。

【部会長】

処分をしようとする時に重荷になるということか。

【生活福祉課長】

気が重いのとできるのかということである。

【西部生活福祉課】

基本的に低所得者が多いので処分ということが馴染まない。

【子育て支援課長】

個別の案件について相談に乗ってもらい、回収の目途がたったものもある。また、回収しなければならないものもあるので相談に乗ってもらいありがたいと担当者から聞いている。

【住宅課長】

元々滞納整理の事務処理要綱がある。今回、それに基づいてフロー図を作成するということで、住宅課としても仕組みへの理解が深まったという印象を持った。

10 年以上の前の未収入金の案件をどのように処理していくかということについて相談をし、具体的なアドバイスをいただいた。それを処理していくことは大変だが、改めてアドバイスをいただけたことはよかったと思っている。

【子ども家庭部長】

不良債権について具体的なアドバイスがあったということは良かったと思う。

【会計課長】

部会長をはじめ、皆さんにここまで詰めてもらいありがたいと思う。

【部会長】

監査から指摘のあったマニュアルの整備、研修の実施、体制強化といったことについては、一応の対応ができたと思っている。

議題の 1 から 4 については報告ということで、実績が共有できたということでよいか。

（3） 結論

資料 1　月次報告書令和 3 年 12 月分～令和 4 年 2 月分、資料 2　研修資料、資料 3　各課の債権管理マニュアル、資料 4　債権管理に対する個別支援（債権回収プランの作成）の状況について（R4 年 2 月時点）について一同了承。

案件５：私債権等の徴収停止及び債権放棄基準の具体化について

（1） 案件の説明

資料 5-1 私債権等の徴収停止及び債権放棄基準の具体化について（案）を事務局から説明。

（2） 主な意見と質疑

【部会長】

１．徴収停止基準の少額の債権金額は、現行の金額について弁護士と相談をした結果である。この案の金額について意見はあるか。

【西部生活福祉課長】

一般的な基準としては問題ないと思う。生活保護費の場合は 4 分の 3 が国からの補

助金が入っている。ホームレスについては更に残りの部分も補助が入っている。国からは未収納金については、必ず徴収するように方針が来ている。区の判断で債権を放棄すると補助金の返還という問題が発生する可能性がある。

資料の 2 頁、私債権等の債権放棄処理等選定基準表の免除の選定基準に生活保護受給者が入っている。この基準を適用してしまうと生活保護受給者は全て当てはまってしまうため、現在は当てはめていない。

10 万円以下の基準についても、保護受給者の中には未納金が増えてしまう人がいて、累積すると 10 万円を超えてしまう可能性がある。

【子育て支援課長】

貸付などで基準をはっきりさせることはありがたいと思う。これが妥当かということについては確認させていただきたい。

【部会長】

平成 24 年 3 月に会計課で作成した私債権等管理マニュアルを読んだ時に、これで主管課に判断してもらうことは大変であると思っていた。提供基準の判断は、最終的には主管部長の判断となる。西部生活福祉課長から指摘のあった国の補助金に絡みついては、各部局の事情においてやってもらうことになると思う。

この豊島区債権管理方針は、区の内規でよいのか。

【事務局】

区長決定の内規である。

【部会長】

この見直しを図ることで、補助金の絡みのない債権については、部局において一定程度、判断が分かりやすくなるということが期待できるので事務局が取り組を進めている。

事務局から説明があったように来年度の収納対策本部に少額の債権金額を 10 万円以下に変更したいと提案をし、承認が得られれば 8 月に豊島区債権管理方針の規程の改正を行う。その規定を使うかは、各部局の判断となる。

この部会が、これまで検討してきた令和 3 年度の成果とし、少額の債権金額の変更とその理由について部会の案として、来年度の第 1 回の収納対策本部に提案をさせていただきたいと思うが、よいか。

（3） 結論

一同了承

【部会長】

「わかりやすい版私債権等管理マニュアル」にあった「生活困窮状態」、「強制執行後の放棄」及び「徴収停止後の放棄」については、今までは分かりづらかったということである。

少額の債権金額以上に判断の難しいものがある。これは、今年度の部会としての検討の到達点として、次年度の部会に申し送りをする案件ということである。

【西部生活福祉課長】

修学援助に則っていると思うので、1.2 倍の根拠について、どこかに記載をしておいたほうがよい。

【部会長】

なになにを踏まえて 1.2 倍という標記がよいということか。

【西部生活福祉課長】

そのとおりである。

【住宅課長】

1.2 倍でよいと思う。

【部会長】

生活困窮の中では、稼働年齢の人については特段考える必要はないが、高齢者や障害がある人、あるいは養育している子がある場合については、行財政改革員会で収納推進担当課長が報告をした時にも、そのような人には配慮が必要という意見をいただいている経過がある。それも含めて次年度の部会に引き続きの検討を委ねるということで、今年度の部会のまとめとしよいか。

（3） 結論

一同了承

【部会長】

資料の 5-3 生活保護基準の説明は行うのか。

【事務局】

資料の 5-3 生活保護基準は、生活保護費を基準に 1.2 倍すると具体的にいくらになるかという資料で、生活福祉課課長にも確認をいただいた資料である。

【部会長】

資料 5-4 は弁護士からの回答ということでよいのか。

【事務局】

そのとおりである。

案件６：令和４年度スケジュール等

（1） 案件の説明

資料６　令和４年度　私債権等検討部会の課題、スケジュール等を事務局から説明。

【事務局】

１．令和４年度の課題に（５）国外転出者の取扱いが記載漏れとなっていた。

（2） 主な意見と質疑

【部会長】

令和３年度の到達点と令和４年度の課題ということだが、課題については他にあるのではないか、意見をいただきたい。

国民健康保険課は、外国人の国外転出についてどのようにいっているのか。

【事務局】

取ることは難しいとう判断はあると思う。また、弁護士に確認したところ、国外に転出した人については、外務省を通じて確認してもらうことがでる。相手方が支払の

意思がれば払うすべがあるが、払う意思がないと財産調査もすることができないということを聞いている。

【部会長】

国民健康保険課長が部会員でなったため、話を聞いてこれなかったことがある。副部会長に区民部長及び保健福祉部長を入れることとは別に、国民健康保険課長とのやり取りは必要だと思う。

これは規則改正が必要になるのか。

【事務局】

豊島区収納対策本部設置要綱においては、本部に新部会委員を諮る方法と、必要に応じて部会に呼ぶことができる規定がある、

【子ども家庭部長】

「必要があると認めるときは、部会構成員以外の職員に、部会への出席を求めることができる」という規定があるのであれば、それも一つの方法だと思う。

【西部生活福祉課長】

子ども家庭部より保健福祉部の方が債権を多く持っている。区民部長を副部会長にする必要性はないのでないかと思う。国民健康保険課の債務者はどれくらいか。

【事務局】

債務者の 1,500 人となっている。

【部会長】

副部会長の件は除いて国民健康保険課長を必要に応じ参加してもらう方法でよいか。

スケジュールについては資料のとおりので、よいか。

資料については、国外転出について記載し、副部会長の区民部長と保健福祉部長の記載を削除し、部会の進捗状況として 30 日の副区長へ報告をさせていただく。

（3） 結論

一同了承

以上をもって第 5 回の私債権検討部会を終了する。